

2024

～支部内で掲示・回覧願います～

今から使おう!!マイナ保険証



9月

協会けんぽ ふくしま 通信

令和6年度 被扶養者資格再確認のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格再確認は、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながります！

扶養解除者数 約7.1万人

高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）

※令和5年度実績

約10億円

対象者

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和6年10月上旬から10月下旬にかけて
順次送付いたします。

提出期限

令和6年11月29日（金）

《添付書類について》

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

《扶養から外れる被扶養者の方がいる場合》

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

お問い合わせ TEL：024-523-3915

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

参加
無料

令和6年度 社会保険事務講習会を開催します

社会保険の事務担当者として、知っておきたい大切な制度について、「社会保険実務の手引き」（当日配布）を基に、年金事務所と協会けんぽの担当職員が、実際にお問い合わせの多い点を中心にご説明いたします。

社会保険制度は、健康と生活に直接かかわる大変重要な制度です。しかし、その事務の範囲は資格関係・扶養・報酬関係届や休業・出産の給付、医療費が高額になりそうな時の手続き、老齢、在職老齢年金や障害・遺族年金等々と、非常に広範囲かつ複雑な内容となっています。

その中から、ピックアップしたテーマについて研修する「事務講習会」を、下記のとおり11会場で開催いたします。ぜひご出席いただき、社会保険制度の理解を深めていただきたいと思います。

開催地	開催日	時間	定員	会 場
福島市	10月17日(木) 10月18日(金)	13:45 ～ 16:30	各150名	福島県青少年会館 大研修室 福島市黒岩字田部屋53-5
二本松市	11月1日(金)		55名	福島県男女共生センター 第二研修室 二本松市郭内1-196-1
郡山市	10月24日(木)		300名	ビックパレットふくしまコンベンションホール 郡山市南2丁目52
須賀川市	10月30日(水)		50名	円谷幸吉メモリアルアリーナ会議室 須賀川市牛袋町5
田村市	11月6日(水)		50名	船引公民館 2階ホール 田村市船引町船引南元町28
いわき市	10月22日(火)		200名	スパリゾートハワイアンズ ラピータ いわき市常磐藤原町藤平50
会津若松市	11月5日(火)		150名	会津アピオスペース 展示ホール 会津若松市インター西90
相馬市	10月25日(金)		100名	相馬市総合福祉センター(はまなす館)多目的ホール 相馬市小泉字高池357
南相馬市	10月28日(月)		100名	原町生涯学習センター(サンライフ)集会室 南相馬市原町区小川町322-1
白河市	10月23日(水)		100名	新白信ビル(白河信用金庫西支店)イベントホール 白河市立石96
棚倉町	10月29日(火)		50名	ルネサンス棚倉バンケットルームB・C 棚倉町関口一本松43-1

◎主な研修案内

社会保険の適用

マイナ保険証

年金給付

お申し込み方法

- ・下記の「出席申込書」に必要事項を記入し、下記の申込先へ郵送またはFAXでお送りください。
 - ・締切日は、各会場とも開催日の前日までとしますが、定員になり次第締め切ります。
 - ・定員に達したためご出席いただけない方へは、社会保険協会より電話等にてご連絡します。
- ※ご出席いただける方へはご連絡しませんので、出席申込書（受付票）をお持ちいただき、当日直接お越しください。

お申し込み・お問い合わせ先

〒960-8041
福島市大町5-2 4F
一般財団法人 福島県社会保険協会
TEL：024-525-9311 FAX：024-525-9312



共催

- 一般社団法人 福島県社会保険協会
- 日本年金機構／福島県内各年金事務所
- 全国健康保険協会（協会けんぽ）福島支部
- 福島県社会保険委員会連合会／県内地区委員会

このページを切り離さずにFAXまたは郵送でお申し込みください。

出席申込書(受付票)は当日お持ちいただき、受付にご提出ください。(郵送の場合は控えをお取りください)

「社会保険事務講習会」出席申込書（受付票）

FAX：024-525-9312

希望会場	(出席を希望される開催地を○で囲んでください) 福島市(10/17) ・ 福島市(10/18) ・ 二本松市 ・ 郡山市 ・ 須賀川市 ・ 田村市 ・ いわき市 ・ 会津若松市 ・ 相馬市 ・ 南相馬市 ・ 白河市 ・ 棚倉町		
事業所名			
所在地	〒		
事業所 電話番号		事業所 FAX番号	
出席者 氏名	①	②	事業所 整理番号

※福島県青少年会館(福島市)は駐車場台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

◎「次の保険証が届くまで使える」は誤り！

資格喪失日・扶養解除日から、保険証をお使いいただくことはできません。

退職時や扶養解除の際は保険証の回収にご協力をお願いします。



○ 保険証の返却先について

資格喪失届、被扶養者異動届に添付
または電子申請による届出の場合

当該事実から5日以内に

日本年金機構
仙台広域事務センターへ

上記書類提出(手続き)後に
保険証を返却する場合

速やかに

協会けんぽ福島支部へ

！ご注意ください！

資格喪失後など、使用できない保険証を使って医療機関を受診した場合、協会けんぽが負担した医療費を返還していただくことになります。

従業員様の退職時や扶養のご家族様の就職等による解除の際など、健康保険資格が切り替わるタイミングには特に注意喚起のご協力をお願いいたします。

○ 令和6年12月2日以降、保険証の新規発行を終了いたします。

現在発行済みの水色の保険証は、経過措置として1年間(令和7年12月1日まで)使用できます。令和7年12月1日以前に退職した場合は速やかに事業所へご返却をお願いいたします。

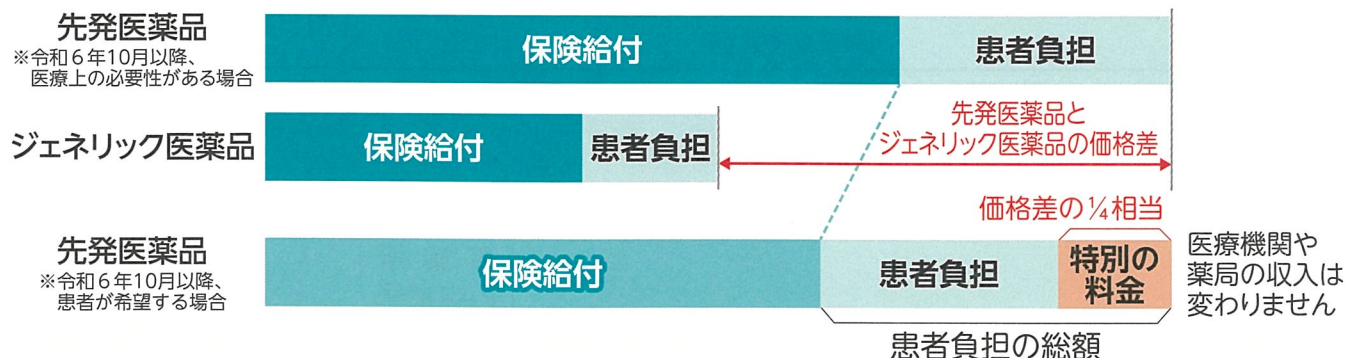
◎ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方をご希望される場合は、
令和6年10月より**特別の料金**がかかります

医療保険の負担を公平にし、将来にわたり、国民皆保険を守っていくために、国はジェネリック医薬品の積極的な利用を推奨しています。そのため、医療上の必要がある場合を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合、「特別の料金」がかかります。

※対象は一部条件に該当する医薬品のみになります(入院は対象外)

※医師が医療上の必要があると認めた場合やジェネリック医薬品の在庫がない場合、特別料金はかかりません



全国健康保険協会
協会けんぽ